

# 国民健康保険の現状を知ろう

## 国保をよくする会が学習会－6日

国保をよくする会の学習会がありました。国民健康保険の現状をもっと良く知ろうということが開かれました。

「加入世帯の所得区分」を見て下さい。課税所得「0」の世帯が区分けされていませんが、約25%だといわれています。所得が100万円以下(収入で見てもおおよそ220万円以下)の世帯で、50%を超えています。

まさに国民健康保険は「低所得者層のための健康保険」なのです。

### 国保の加入世帯の所得区分

所得	世帯数	構成比
0～ 50万円以下	10,307	39.1 %
50～100万円以下	3,495	13.3 %
100～200万円以下	7,105	27.0 %
200～300万円以下	2,923	11.1 %
300万円超	2,532	9.6 %
合計	26,362	

### 世帯の人数構成

	世帯数	構成比
一人世帯	12,459	47.3 %
二人世帯	10,194	38.7 %
三人世帯	2,236	8.5 %
四人世帯	830	3.1 %
五人以上	643	2.4 %

私たちは当初、「平均3%の値上げ」と見ていましたが、実態はそれをほるかに超える大増税だということでした。「対前年度伸率」では、各年度10%程度の伸

率ですが、「19年度と比べてどうなるか」が問題なのです。

「二人で所得100万円」の世帯では、45%を超える大増税で、「激変緩和」で救われるというような状況ではありません。

これらは、行政当局が議会に提示した資料です。ここからも明らかのように、「2年間で10億円の繰り入れ」「4億円の積立」ではなく、「継続的な一般会計からの繰り入れ」がどうしても必要です。

### 値上げの試算

区分		19年度	20年度	21年度	22年度
一人世帯 所得 50万円	税額	51,000	58,300	64,400	70,600
	伸率		14.3 %	26.3 %	38.4 %
二人世帯 所得100万円	税額	110,500	132,700	147,100	161,300
	伸率		20.1 %	33.1 %	46.0 %

伸率=19年度を基準とした伸率

国保税の「値上げの試算」を見るとすごい大増税が待ち構えているのがわかります。

次に、「世帯の人数構成」を見てみましょう。一人世帯と二人世帯で85%を超えます。年齢構成のデータはありませんが、老人の一人暮らしや老夫婦だけの家庭が多いことが想像されます。

日本共産党上越市議会議員 杉本敏宏の

## 市政レポート

2008年3月16日 No.177  
発行・杉本敏宏事務所  
上越市東本町5丁目1番38号  
TEL 025(524)3787 FAX 025(524)3832

# 国民健康保険税の滞納状況と 資格証明書の発行状況を調べてみました

## 国保税の滞納状況

額 円

		徴収済額	取りっぱぐれ	滞納額	収納率
15年度	当年度分	2,830,329	6	220,358	92.8%
	滞納分	92,931	58,348	682,674	11.1%
16年度	当年度分	3,261,260	10	273,120	92.3%
	滞納分	118,923	64,491	770,426	12.5%
17年度	当年度分	4,151,355	74	250,303	94.4%
	滞納分	139,490	107,369	791,989	13.4%
18年度	当年度分	4,243,372	53	254,580	94.3%
	滞納分	145,044	141,833	749,485	14.0%

高い国民健康保険税ですから、滞納も生じます。滞納世帯には、資格証明書が発行されるといふこととなります。そこで、滞納状況と資格証の発行状況を調べてみました。

「国保税の滞納状況」を見て下さい。 1

## 資格証明書の発行状況

	新規発行	解除数	年度末数
14年度	415	400	320
15年度	155	191	284
16年度	249	269	264
17年度	157	201	220
18年度	187	173	234
19年度	147	149	232
19年度は、12月までの集計			

5年度から18年度までの集計です。「滞納額」の欄の「当年度分」と「滞納分」の合計が、その年度末の滞納総額です。10億円を超える滞納があり、年々ふえているのが特徴です。

前年度末の滞納総額に当年度の滞納額が加わり、滞納分の徴収済額と「取りっぱぐれ」を差し引いたものが、当年度末の滞納総額になります。19年度は年度の途中なのではずしました。

次に「資格証明書の発行状況」を見ましょう。こちらは、年々「新規発行」が減少しています。17年1月1日に合併して

## 資格証の発行事由 19年度

事 由	新規件数	解除件数
納税相談に応じてもらえない	78	35
納税相談したが、誓約事項(納入履行)を守らない	履行なし	20
	履行1回	7
	履行2回以上	14
所在不明等	9	3
合 計	147	79

加入世帯が大幅に増えたのに、「新規発行」は激減です。「発行するな」の声が届いたのでしょうか。

どんな人に資格証を発行したかは、「資格証の発行事由」でわかります。「納税相談に応じれば正規の保険証に切り替える」ことになっているのですが、「相談に応じてもらえない」が、半数を占めています。

残りの大部分は、納税相談での約束を守らない人です。行政は、これらの人たちが「悪質滞納者」としていません。